

東部ふれあい管理内容

施設名	財産区分	公の施設	利用の形態	管理手法	利用(使用)料	維持管理費	光熱水費(※)
商工団体(商工団体駐車場を含む。)	行政財産	公の施設	行政財産使用許可(県⇒商工団体)	指定管理業務に含む(使用許可を除く)	行政財産使用料		県に支払う
創業支援	行政財産	公の施設	利用の許可(指定管理者⇒利用者)	指定管理業務に含む	利用料		指定管理者に支払う
ホール	行政財産	公の施設	利用の許可(指定管理者⇒利用者)	指定管理業務に含む	利用料		
パスポート	行政財産	庁舎	県直営	別途業務委託契約	管理費相当分		
市施設	行政財産	公の施設	市直営	指定管理業務に含む(市との協定により県が受託)	管理費相当分		
駐車場(商工団体分除く)・屋外広場	行政財産	公の施設	利用の許可(指定管理者⇒利用者)	指定管理業務に含む	利用料		

(※)年度末に精算

《管理スキーム》

